

証券コード 4386
2022年6月14日

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都千代田区九段北四丁目2番1号
株式会社SIGグループ
代表取締役社長 石川純生

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、その運営につきましては、感染防止に努めつつ、安全な運営に徹し開催させていただくことといたしました。当日ご出席を検討されている株主様におかれましては、本株主総会開催日当日の感染状況やご自身の健康状態にもご留意いただき、慎重にご検討くださいますようお願いいたします。

なお、本株主総会の議決権行使につきましては、当日のご出席に変えて書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | ホテルブランドヒル市ヶ谷 東館3階 瑠璃東中
東京都新宿区市谷本村町4番1号
※本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第31期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第31期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sig-group.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sig-group.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためアルコール消毒液を配備いたします。
（ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長期化する新型コロナウイルスの影響による経済活動の停滞や高騰する原材料、更には半導体不足による電子部品の供給遅延等不安定要素が多く、先行き不透明の期間でありました。更に、直近ではウクライナ情勢の影響もあり、今後ますます不安要素を抱えております。

このような状況のなか、当社グループが属する情報サービス産業においては、昨年からのテレワーク環境の整備・強化に向けた需要が一巡した一方、業績悪化を理由に抑制が続いていた企業のICT投資が再開され、特に事業の強化や変革を推進するDX(デジタル・トランスフォーメーション)関連の需要が増加しております。

このような環境下、当社グループのシステム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業の各分野において、業績は堅調に推移しました。特に、製造系やサービス系を中心に好調に推移しました。一方、販管費の増加等により、経常利益は計画に対して若干下回る結果となりました。以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は4,916,056千円となり、営業利益は378,130千円となりました。また、経常利益は391,489千円、親会社株主に帰属する当期純利益は274,077千円となりました。

なお、当社グループは、システム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。また、当連結会計年度は連結計算書類の作成初年度であるため、前期実績との比較は行っておりません。

事業別売上高

事業区分	第30期 (2021年3月期)		第31期 (2022年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
システム開発事業	－百万円	－%	3,724百万円	75.8%	－百万円	－%
インフラ・セキュリティ サービス事業	－	－	1,191	24.2	－	－
合計	－	－	4,916	100.0	－	－

② 設備投資の状況

当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額10億円の当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2021年10月1日を効力発生日として、システム開発及びインフラ・セキュリティサービスに関する事業を株式会社S I Gに事業譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年4月1日付で、100%出資子会社、株式会社S I Gを設立しております。

また、当社は2021年9月30日付で、株式会社Y. C. O. の第三者割当により発行した新株227株を引受けており、2022年2月28日付で同社の株式を追加取得しております。

なお、上記2社を当社の連結子会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第28期 (2019年3月期)	第29期 (2020年3月期)	第30期 (2021年3月期)	第31期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (千円)	—	—	—	4,916,056
経常利益 (千円)	—	—	—	391,489
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	—	274,077
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	48.25
総資産 (千円)	—	—	—	3,160,897
純資産 (千円)	—	—	—	1,708,807
1株当たり純資産 (円)	—	—	—	299.94

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第30期以前の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第28期 (2019年3月期)	第29期 (2020年3月期)	第30期 (2021年3月期)	第31期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高 (千円)	4,226,577	4,476,290	4,397,124	2,674,924
経常利益 (千円)	348,015	377,177	321,998	160,608
当期純利益 (千円)	254,939	266,560	239,613	107,599
1株当たり当期純利益 (円)	46.96	47.25	42.44	18.94
総資産 (千円)	2,190,810	2,615,981	2,596,949	2,110,003
純資産 (千円)	1,354,408	1,365,320	1,547,313	1,522,420
1株当たり純資産 (円)	241.08	244.32	271.79	270.34

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 2019年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。第28期(2019年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社 S I G	100,000千円	100.0%	システム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業
株式会社 Y. C. O.	56,050千円	55.0%	システム開発事業

(注) 1. 2021年4月1日に、株式会社 S I G を設立いたしました。

2. 当社は、2021年10月1日付で、当社のシステム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業を当社子会社の株式会社 S I G に承継させる会社分割（吸収分割）を行いました。

3. 2021年9月30日及び2022年2月28日付で、株式会社 Y. C. O. の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

① 人材の確保と育成

当社グループが事業を展開する情報サービス産業は「人材がすべて」と考えており、人材の強化は重点課題として取り組んでおります。

人材育成においては教育専門の組織を配置し、スキルレベルに対応した幅広い教育制度を実施しており、資格取得に対しても資格制度を更に充実させて会社を挙げて全面的にサポートしております。

一方、情報サービス産業においては人材不足が深刻化しており、企業の持続的成長を達成するためには積極的な人材確保の推進が不可欠であります。

首都圏や大都市圏では人材確保が難航・激化しておりますが、当社では全国に配置した拠点によるIターン、Uターンでのキャリア採用と地元の優秀な学生の新卒採用に重点を置いて取り組んでおります。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、海外人材の獲得などのグローバル採用については、中断を余儀なくされております。

また、事業拡大のための人材及び新たな技術の確保を目的として、M&Aを積極的に進めてまいります。

② コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社グループは、継続的な企業価値の向上を実現させるためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。そのため、コーポレートガバナンス・コードを制定しており、コンプライアンス遵守を重視した企業経営を推進し、業務運営の効率化及びリスク管理の徹底等、内部管理体制の強化に取り組んでおります。

③ 先端技術への取り組み

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「業務の効率化・生産性の向上」の領域においてはリモートワークなど企業のDX化が急加速する一方、「ビジネスモデルの変革進化」の領域の成長はスキルや人材不足を理由に微増に留まっております。

当社グループは内閣府が提唱するSociety 5.0や第4次産業革命のコア技術でもあるAI、IoT、産業ロボット及びビッグデータといった最先端のIT技術の応用と、それらをつなぐために重要なネットワークセキュリティに力を入れております。また、人の身体とインターネットをつなぐIoB (Internet Of Bodies) というIoTの次のトレンドが出てきており、ウェアラブルデバイス (身体などに装着する情報端末や装置) などを通じてデータを収集・可視化し、人の行動やふるまいに影響を与えて変更することを目的とする技術が進んでおります。

当社は資本提携しているベンチャー企業やIT企業とも協業するなど、次なるIT技術に対して取り組んでおります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
システム開発事業	<p>当社は、官公庁・地方自治体等の公共事業や金融・サービス業向けの各種情報システム、プラント向けの制御・監視システム、製造装置向けの組込みシステム開発等、様々な分野においてシステム開発を展開しております。</p> <p>情報システムの導入において最適なシステムとなるよう、顧客の業務の内容や目的に応じた企画の提案、ハードウェア、ソフトウェアの選定、システムの開発や構築、運用まで、総合的なサービスを提供しております。</p>
インフラ・セキュリティサービス事業	<p>当社は、情報を管理する各種サーバやストレージ等の機器構成に留まらず、ネットワーク、データベース、バックアップ等の設計・構築から導入支援、運用管理まで、ITインフラソリューションでは長年の実績とノウハウに基づく信頼性・拡張性を重視したサービスを提供しております。また、当社はクラウドサービスに必要な最新技術や専門技術の認定や両技術に精通した有資格者を揃え、設計から構築、導入支援、運用管理まで数多くの導入実績があります。</p> <p>セキュリティサービスでは、米国SecuGen社の製品を始め、セキュリティホール探索や実際に侵入や攻撃を試みるペネトレーションテスト等に用いる脆弱性対策ツール等、セキュリティ商材の販売と、その設計・構築・保守・運用までの一元的なサービスを提供しております。</p>

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本	社	東京都千代田区
---	---	---------

② 子会社

株式会社 S I G	本社（東京都千代田区）、関西事業所（大阪府大阪市西区）、九州事業所（福岡県福岡市博多区）、甲府事業所（山梨県甲府市）、総合研究所（石川県金沢市、福井県福井市）、酒田事業所（山形県酒田市）、仙台オフィス（宮城県仙台市青葉区）、名古屋オフィス（愛知県名古屋市中区）、クラウドビジネスセンター（神奈川県横浜市神奈川区）
株式会社 Y. C. O.	東京都新宿区

(注) 株式会社 S I G は、2022年1月26日付で、酒田事業所を開設いたしました。

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減
428名	－

(注) 1. 使用人数は就業人員（企業集団から社外への出向者を除き、社外から企業集団への出向者を含む）を記載しております。

2. 当期より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減
32名	379名減

(注) 使用人数が前事業年度末に比べて379名減少しておりますが、これは当社が持株会社体制へ移行したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	300,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	120,000
西 京 信 用 金 庫	83,148
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	60,000

- (注) 1. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、借入極度額10億円の当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を取引銀行3行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は300,000千円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 19,500,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,926,980株
 (3) 株主数 3,172名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 I G カ ン パ ニ ー	1,891,700株	33.59%
八 田 英 伸	277,440	4.92
株 式 会 社 ぬ 利 彦	216,000	3.83
迫 田 敏 子	176,400	3.13
株 式 会 社 テ プ コ シ ス テ ム ズ	156,000	2.77
株 式 会 社 オ フ ィ ス エ ム エ ス イ ー	120,000	2.13
石 川 純 生	118,400	2.10
藤 岡 昭 行	81,200	1.44
井 上 享	71,520	1.26
廣 重 朋 昭	66,900	1.18

- (注) 1. 当社は、自己株式を295,410株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2021年6月29日開催の第30期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、同年7月15日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）2名に対し自己株式4,400株の処分を行っております。

(6) その他株式に関する重要な事項

ストック・オプション行使により、発行済株式の総数は46,440株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石川 純生	
専務取締役	八田 英伸	管理部門担当 株式会社アクロホールディングス社外取締役
取締役(監査等委員)	平林 尚人	あかつき総合法律事務所 株式会社レジャラス監査役
取締役(監査等委員)	中山 英志	中山英志公認会計士事務所 代表
取締役(監査等委員)	青木 喜彦	あいわ税理士法人

- (注) 1. 取締役(監査等委員)平林尚人氏、中山英志氏及び青木喜彦氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)中山英志氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)青木喜彦氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役(業務執行取締役等である者を除きます)の責任限定に関する規定を設けております。当該定款に基づき職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除きます)が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役および執行役員等の主要な業務執行者です。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年5月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の委員会である「指名・報酬委員会」（以下、「同委員会」という）へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、同委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ロ 非金銭報酬の内容及び額又はは数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため譲渡制限付株式とし、支給する金銭報酬債権の総額は、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、年額80百万円以内で、月額基本報酬（金銭によるものに限る）から手当に該当する部分を控除した金額の10%相当額に、当社取締役会において都度決定される役位係数を乗じて算出される金額とし、金銭報酬債権の額は1年単位で算出するものとする。また、株式の割当の時期及びその金額は、原則として定時株主総会の翌月までに開催される取締役会にて決定され、1か月以内に割当を行うものとする。

ハ 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、同委員会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は同委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を90%、非金銭報酬を10%とする。

二 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、同委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、譲渡制限付株式報酬規程に則り、同委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	66 (1)	64 (1)	— (—)	1 (0)	6 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	6 (6)	6 (6)	— (—)	— (—)	3 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	2 (2)	2 (2)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	75 (10)	73 (10)	— (—)	1 (0)	12 (8)

- (注) 1. 上記には2021年6月29日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員を除く) 4名 (うち社外取締役2名) 及び監査役3名 (うち社外監査役3名) を含めております。なお当社は、2021年6月29日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第26期定時株主総会において、年額400百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役

の員数は、4名です。

4. 監査役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第26期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第30期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、2名です。
また、金融報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第30期定時株主総会において、株式報酬の額として年額80百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内（監査等委員を除く）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、2名です。
6. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第30期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役（監査等委員）平林尚人氏は、あかつき総合法律事務所のパートナー弁護士及び株式会社レジャラス監査役であります。当社はあかつき総合法律事務所と法律顧問契約を締結しております。また、あかつき総合法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）中山英志氏は、中山英志公認会計士事務所代表であります。中山英志公認会計士事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）青木喜彦氏は、あいわ税理士法人の税理士であります。あいわ税理士法人と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 平 林 尚 人	2021年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回、及び監査等委員会10回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主にコンプライアンス、ガバナンス及びリスク管理等に関し、弁護士としての専門的見地から、適宜必要な助言をいただいております。また、任意の委員会である「指名・報酬委員会」の委員長として、2021年6月29日就任以降、当事業年度に開催された同委員会2回に出席し、客観的かつ中立的な立場で執行役員の選任の適正性及び基本報酬の妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 中 山 英 志	2021年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回、及び監査等委員会10回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に会計・財務等の分野に関し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、適宜必要な助言をいただいております。また、任意の委員会である「指名・報酬委員会」の委員として、2021年6月29日就任以降、当事業年度に開催された同委員会2回に出席し、客観的かつ中立的な立場で執行役員の選任の適正性及び基本報酬の妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 青 木 喜 彦	2021年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回、及び監査等委員会10回の全てに出席いたしました。主に会計・財務等の分野に関し、税理士としての豊富な経験と専門的見地から、適宜必要な助言をいただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当事業年度に係る会計監査人の非監査報酬等の額	2
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォート・レター作成業務に係る対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障があるなど、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した選定監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、並びに会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制システム運用に関する方針」を決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款への適合を確保するための体制

会社は、全役職員が法令、定款及び社会規範を遵守し、その重要性について定期的に情報発信することにより、周知徹底を図ります。

会社は、「コンプライアンス・リスク委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士からの助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業上のリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保しております。

「コンプライアンス・リスク委員会」は、万が一不正行為が発生した場合、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に係る審議を行い、その結果を踏まえて内部監査室にて再発防止活動を推進いたします。

「内部通報制度規程」に基づき内部通報体制として通報窓口を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反及びその恐れのある事実の早期発見に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報システム管理規程」に基づき、情報セキュリティに係る責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持及び向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立しております。

「個人情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に基づき「個人情報保護マネジメントシステム」を構築・運用し、プライバシーマークの認定を取得・維持し、個人情報を厳重に管理しております。

法令及び「文書管理規程」に基づき、文書及び電子データにより、取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、潜在的なリスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。

経営上重大となるリスクへの対応方針、リスク管理の観点から重大と判断される事項については、「コンプライアンス・リスク委員会」において十分な審議を行い、その結果を取締役会に報告するものといたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行っております。

長期ビジョン並びに3か年事業計画等により、中期的な基本戦略及び経営指標を明確化すると共に、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。

当社は、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌及び指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図り、その職務執行状況を適宜取締役会に報告しております。

⑤ 会社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社に対して、会社の「コンプライアンス基本方針・S I Gグループ行動憲章」等に準じた遵法体制、リスク管理体制及びその他の業務の適正を確保するための体制整備に関して、指導及び支援を行っております。

当社は、「関係会社管理規程」において、子会社の経営上の重要事項について、会社の事前承認事項とするとともに、子会社の経営状況を把握するため定期的に経営管理資料の提出と状況の報告を求め、必要に応じて対策等を講じ、子会社経営の健全性と効率性の向上に努めております。

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、会社の「リスク管理規程」を含む主な規程を子会社に準用させることにより、子会社のリスク管理体制等の強化・充実に努めております。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社の監査部門や管理部門等と連携し、子会社の業務の適正性に関する監査等を行っております。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くものとしたします。
監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動等の人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得た上で行き、指揮命令等について当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとしたします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、随時の職務の執行状況やその他に関する報告を行うものとしたします。
監査等委員は、重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができます。
- ⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「内部通報制度規程」に基づき、通報者が通報したことに關していかなる不利益も与えてはならないと明確に定義しております。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員は、監査法人及び弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払うものとしたします。
- ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会に出席すると共に、稟議書やその他重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて報告を求めています。
監査等委員会は監査法人及び内部監査室と監査上の重要課題等について定期的に情報交換を行い、相互の連携を深めて内部統制状況を監視しております。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法やその他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持及び改善等を行うものとしています。

当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制や日常的なモニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。

⑫ 反社会的勢力への対応

当社は、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備し、運用しております。

反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から顧問弁護士や外部機関等との密接な連携を構築しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、内部統制システムを整備しており、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

監査等委員会は、監査等委員会監査のほか、取締役会及び社内的重要な会議等に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。また、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では当該基本方針及び買収防衛策については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,001,020	流動負債	1,136,049
現金及び預金	1,134,808	買掛金	199,575
売掛金	716,349	短期借入金	310,000
電子記録債権	64,215	1年内返済予定の長期借入金	109,204
契約資産	25,717	リース債務	5,511
商品	3,231	未払法人税等	102,211
仕掛品	2,696	契約負債	32,631
その他	54,032	賞与引当金	140,792
貸倒引当金	△30	その他	236,123
固定資産	1,159,876	固定負債	316,039
有形固定資産	152,737	長期借入金	210,496
建物及び構築物	58,174	リース債務	8,821
工具、器具及び備品	77,445	退職給付に係る負債	96,721
土地	83,490		
リース資産	25,447		
減価償却累計額	△91,820		
無形固定資産	77,161	負債合計	1,452,089
のれん	31,018	(純資産の部)	
ソフトウェア	43,903	株主資本	1,688,898
その他	2,238	資本金	507,622
投資その他の資産	929,977	資本剰余金	369,316
投資有価証券	1,605	利益剰余金	993,229
関係会社株式	669,346	自己株式	△181,270
繰延税金資産	113,437	その他の包括利益累計額	247
その他	155,588	退職給付に係る調整累計額	247
貸倒引当金	△10,000	非支配株主持分	19,662
資産合計	3,160,897	純資産合計	1,708,807
		負債純資産合計	3,160,897

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月 1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		4,916,056
売上原価		3,760,078
売上総利益		1,155,978
販売費及び一般管理費		77,847
営業利益		378,130
営業外収益		
受取利息	9	
持分法による投資利益	9,187	
還付消費税	10,836	
その他	900	20,932
営業外費用		
支払利息	2,346	
支払手数料	4,198	
創立費	823	
その他	206	7,574
経常利益		391,489
段階取得に係る差益	5,576	5,576
税金等調整前当期純利益		397,065
法人税、住民税及び事業税	144,738	
法人税等調整額	△21,750	122,987
当期純利益		274,077
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		274,077

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	505,137	366,091	787,793	△111,710	1,547,313
当連結会計年度変動額					
新株の発行	2,484	2,484			4,969
剰余金の配当			△68,641		△68,641
親会社株主に帰属する当期純利益			274,077		274,077
連結範囲の変動					-
自己株式の取得				△75,520	△75,520
自己株式の処分		740		5,960	6,700
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	2,484	3,224	205,435	△69,560	141,584
当連結会計年度末残高	507,622	369,316	993,229	△181,270	1,688,898

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	-	-	-	1,547,313
当連結会計年度変動額				
新株の発行				4,969
剰余金の配当				△68,641
親会社株主に帰属する当期純利益				274,077
連結範囲の変動			19,662	19,662
自己株式の取得				△75,520
自己株式の処分				6,700
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	247	247		247
当連結会計年度変動額合計	247	247	19,662	161,494
当連結会計年度末残高	247	247	19,662	1,708,807

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社S I G

株式会社Y. C. O.

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社S I Gを連結の範囲に含めております。なお、当連結会計年度の期首より損益計算書を連結しております。

また、株式会社Y. C. O. については、2021年9月及び2022年2月の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日は2022年3月31日としているため、当連結会計年度の連結計算書類には含めておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社数

1社

関連会社の名称

株式会社アクロホールディングス

なお、株式会社アクロホールディングスの子会社15社に対する投資について持分法を適用して認識した損益が連結計算書類に与える影響が大きいため、当該15社の損益を株式会社アクロホールディングスの損益に含めて計算しており、持分法適用関連会社数は株式会社アクロホールディングスグループ全体を1社として表示しております。

② 持分法を適用していない関連会社（株式会社アクロプロモーション等）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用の関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～24年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェア

利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェアについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

持分法適用にあたり発生した投資差額については、発生後5年間の定額法により償却を行っております。

⑦ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用として処理していません。

創立費については、支出時に全額費用として処理しております。

ロ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、システム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
一時点で移転される財又はサービス	976,628
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	3,939,428
顧客との契約から生じる収益	4,916,056
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,916,056

(注) 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェアについては、代替的な取扱いを適用し、一時点で移転される財又はサービスの金額に含めて記載しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	853,002
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	780,565
契約資産（期首残高）	66,203
契約資産（期末残高）	25,717
契約負債（期首残高）	24,028
契約負債（期末残高）	32,631

(注) 契約資産は、主に受注制作のソフトウェアにかかる契約から生じる未請求の債権であります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、主に保守サービスに係る顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債に含まれていた額は、22,798千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する方法における原価総額の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識した売上高 495,004千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度末までの請負契約等については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を計上しております。適用にあたっては、収益総額、原価総額及び連結会計年度末における進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

このうち、原価総額の見積りは、実行予算作成時に1件当たりの請負金額が多額になる案件や、新規プロジェクト、技術的難易度が高い案件等に対しては、不確実性を考慮して作業完了までに必要となる原価を見積り、また開発着手後は、追加開発を含め状況の変化に応じて見直しを行っております。

しかし、想定していなかった原価の発生等により、進捗度が変動した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地	83,490千円
----	----------

② 担保に係る債務

長期借入金	46,350千円
-------	----------

(2) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末におけるこれらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	300,000千円
	700,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	5,926,980株
------	------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	34,158	6	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	34,483	6	2021年9月30日	2021年11月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	61,947	11	2022年3月31日	2022年6月30日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

47,280株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な運転資金については銀行借入れにより調達しております。一時的な剰余資金は主に短期的な預金等で運用しております。デリバティブに関する取引は行っておりません。

営業債権である売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び与信管理を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、投資有価証券及び関係会社株式は、協業会社との関係強化を目的としたものであり、出資先の信用リスクに晒されております。

借入金の使途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、長期借入金においては、必要に応じて金利条件の見直しや借換えを行うことで金利の変動リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額670,951千円）は、下表には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長 期 借 入 金	319,700	312,224	△7,475

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	312,224	－	312,224

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	299円94銭
(2) 1株当たりの当期純利益	48円25銭
(3) 潜在株式調整後1株当たりの当期純利益	48円76銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社株式の追加取得による完全子会社化)

当社は、2022年4月15日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社Y. C. O. の株式を追加取得し、完全子会社化することを決議いたしました。また、同日、株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 株式の取得の理由

当社は、同社の製品である財務会計システムは行政のデジタル化・DX化ソリューション構想の柱の一つになり得るソリューションであり、協業により地方での顧客の増大・地域マーケットの拡大が見込めるとの判断で、2021年9月15日付で同社と資本・業務提携契約を締結いたしました。その後、この提携を強化することにより、さらなる業容拡大を見込めるものと判断し、2022年2月16日付で同社の株式を追加取得いたしました。この度、より一層の連携強化や意思決定の迅速化を通じた企業価値の向上を図ることを目的に、同社を完全子会社化することを決議し、株式譲渡契約を締結いたしました。

(2) 株式取得の相手先の概要

氏名	吉水 堅治 (同社代表取締役)
住所	東京都新宿区
当社との関係	当社連結子会社である株式会社Y. C. O. の代表取締役

(3) 株式取得の時期

契約締結日	2022年4月15日
株式取得日	2022年4月28日

(4) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得する株式の数	300株
取得価額	45,000千円
取得後の所有株式数	667株 (議決権所有の割合 100.0%)

(5) その他

同社は既に当社の連結子会社であるため、営業活動に与える影響は軽微であります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	604,012	流動負債	458,236
現金及び預金	453,723	買掛金	9,209
売掛金	11,647	短期借入金	300,000
前払費用	17,870	1年内返済予定の長期借入金	92,800
その他	120,774	リース債務	938
貸倒引当金	△2	未払金	13,584
		未払費用	14,988
固定資産	1,505,990	未払法人税等	13,007
有形固定資産	25,123	預り金	3,410
建物附属設備	25,603	賞与引当金	10,288
工具、器具及び備品	32,995	その他	8
リース資産	4,175	固定負債	129,346
減価償却累計額	△37,651	長期借入金	120,000
無形固定資産	12,469	リース債務	2,273
ソフトウェア	10,230	退職給付引当金	7,073
その他	2,238	負債合計	587,582
投資その他の資産	1,468,397	(純資産の部)	
投資有価証券	1,605	株主資本	1,522,420
関係会社株式	1,283,065	資本金	507,622
繰延税金資産	82,969	資本剰余金	369,316
敷金	95,557	資本準備金	368,576
その他	15,200	その他資本剰余金	740
貸倒引当金	△10,000	利益剰余金	826,751
資産合計	2,110,003	その他利益剰余金	826,751
		繰越利益剰余金	826,751
		自己株式	△181,270
		純資産合計	1,522,420
		負債純資産合計	2,110,003

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,674,924
売 上 原 価	1,859,990
売 上 総 利 益	814,934
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	649,984
営 業 利 益	164,949
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	5
受 取 配 当 金	1,703
助 成 金 収 入	620
そ の 他	51
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,317
支 払 手 数 料	4,198
そ の 他	206
経 常 利 益	160,608
税 引 前 当 期 純 利 益	160,608
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	55,623
法 人 税 等 調 整 額	△2,615
当 期 純 利 益	107,599

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	505,137	366,091	-	366,091	787,793	787,793	△111,710	1,547,313	1,547,313
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	2,484	2,484		2,484				4,969	4,969
剰余金の配当					△68,641	△68,641		△68,641	△68,641
自 己 株 式 の 取 得							△75,520	△75,520	△75,520
自 己 株 式 の 処 分			740	740			5,960	6,700	6,700
当 期 純 利 益					107,599	107,599		107,599	107,599
当 期 変 動 額 合 計	2,484	2,484	740	3,224	38,957	38,957	△69,560	△24,892	△24,892
当 期 末 残 高	507,622	368,576	740	369,316	826,751	826,751	△181,270	1,522,420	1,522,420

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェア

利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェアについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
- ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「収益認識に関する会計基準」の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

受注制作ソフトウェアに関して、従来は、ソフトウェアの進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェアについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微であり、また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 2. 収益認識に関する注記 (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」をご参照ください。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する方法における原価総額の見積り

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識した売上高 | 207,676千円 |
|-----------------------------|-----------|
- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報」をご参照ください。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権、債務
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 58,018千円 |
| 短期金銭債務 | 1,490千円 |
- (2) 貸出コミットメント契約
- 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末におけるこれらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|-------------|
| 当座貸越極度額及び | 1,000,000千円 |
| 貸出コミットメントの総額 | |
| 借入実行残高 | 300,000千円 |
| | 700,000千円 |

6. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- | | |
|-----------------|-----------|
| 営業取引による取引高 | 285,740千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 1,703千円 |

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

295,410株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

子会社株式

71,822千円

賞与引当金

3,150千円

退職給付引当金

2,165千円

未払事業税

1,390千円

貸倒引当金

3,062千円

その他

12,185千円

繰延税金資産小計

93,777千円

評価性引当額

△10,808千円

繰延税金資産の純額

82,969千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)SIG	所有 直接 100.0	経営管理 役員の兼任	経営管理料 業務委託料 の受取(注1)	279,522	未収入金	56,663
				当社を分割会社 とする吸収分割 (注2) 分割資産 分割負債	986,478 542,926	-	-

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	石川 純生	(被所有) 直接 2.1	当社代表取締役	自己株式の取得(注3)	75,520	-	-

- (注) 1. 経営管理料及び業務委託料の受取については、当社の運営費用及び業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。
2. 当社は、2021年10月1日付で持株会社体制へ移行するため、当社が営むシステム開発及びインフラ・セキュリティサービス事業に関して有する権利義務の一部を、会社分割（吸収分割の方法による。）により、(株)SIGに承継させております。
3. 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取引価格は取引前日の終値によるものであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 270円34銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 18円94銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社株式の追加取得による完全子会社化)

当社は、2022年4月15日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社Y. C. O. の株式を追加取得し、完全子会社化することを決議いたしました。また、同日、株式譲渡契約を締結いたしました。

詳細につきましては、「連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記（連結子会社株式の追加取得による完全子会社化）」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社S I Gグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	越 智	一 成
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸 塚	俊 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社S I Gグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S I Gグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社S I Gグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	越 智	一 成
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸 塚	俊 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社S I Gグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社 S I G グループ 監査等委員会

監査等委員 平 林 尚 人 ㊟

監査等委員 中 山 英 志 ㊟

監査等委員 青 木 喜 彦 ㊟

(注) 監査等委員平林尚人、中山英志及び青木喜彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第31期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金11円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は61,947,270円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施策されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後
<p>第3章 株主総会</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第17条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p><削除></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	いしかわ すみお 石川 純 生 (1938年7月18日)	1962年4月 住友金属工業株式会社（現日本製鐵株式会社）入社 1991年6月 住金制御エンジニアリング株式会社（現キャノンITソリューションズ株式会社）常務取締役 1991年12月 当社取締役 1993年4月 当社代表取締役社長（現任） 2000年3月 アディ株式会社代表取締役 2014年4月 株式会社RMA代表取締役	118,400株
2	はっ た ひで のぶ 八田 英 伸 (1960年10月9日)	1993年3月 株式会社ビュー代表取締役社長 1996年5月 株式会社ビジネスブレイン代表取締役副社長 2001年10月 同社代表取締役社長 2005年12月 当社専務取締役 2016年6月 当社専務取締役管理部門担当（現任） 2021年3月 株式会社アクロホールディングス取締役（現任）	277,440株

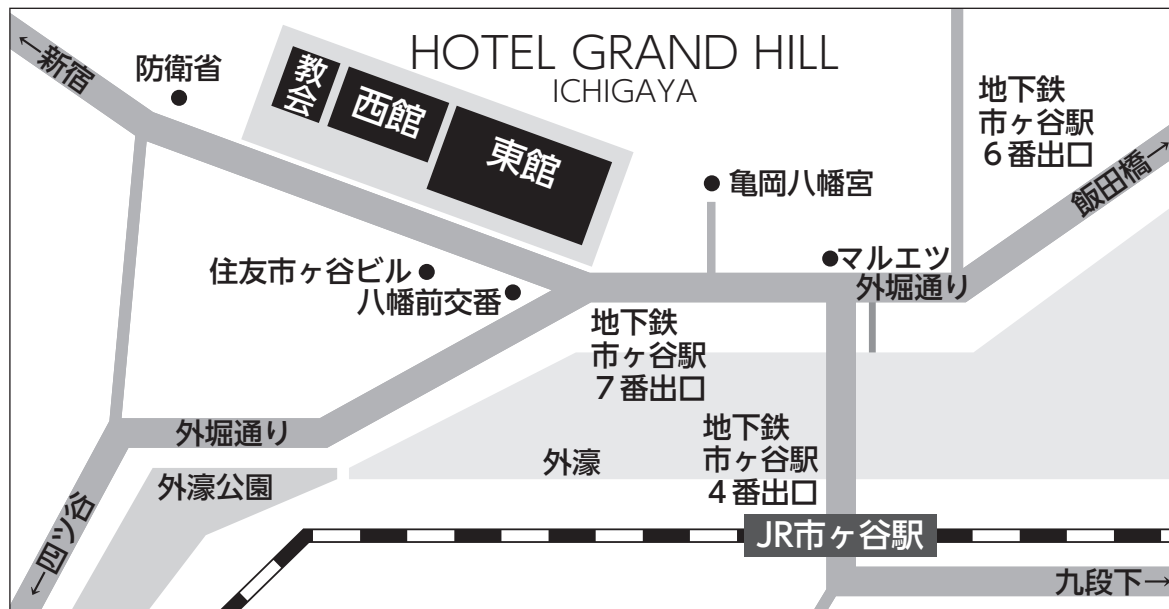
(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階 瑠璃東中
東京都新宿区市谷本村町4番1号
TEL 03-3268-0111



交通	JR中央・総武線	「市ヶ谷駅」	徒歩3分
	都営新宿線	「市ヶ谷駅」	4番出口より徒歩3分
	東京メトロ有楽町線	「市ヶ谷駅」	7番出口より徒歩3分
	東京メトロ南北線	「市ヶ谷駅」	7番出口より徒歩3分